

金融機関の
ための

知財を活用した
事業性評価の手法を提案します！

2017

中小企業の強みを 評価しませんか？

中小企業を知的財産の観点から評価する金融促進支援

企業の将来性
つかんでいますか？

評価に
かかる費用
無料



中小企業の強みを評価しませんか？

中小企業の知財を評価することで、
企業の強みが分かります！



制度の概要

特許・商標等は知的財産権といい、法律によってその権利が守られており、経営資産として有効に活用することが可能です。

中小企業が持つ知的財産権について、専門の調査会社がその技術内容等を含めたビジネス全体を評価し、「**知財ビジネス評価書**」を作成します。この評価書

は、企業の強みや成長性、ビジネス全体を読み解くことができるものです。

金融機関の方は、この評価書により、中小企業の特許や技術等がどのようにビジネスに貢献し、利益を生み出しているのかが分かるため、経営評価の判断材料として活用できます。

評価書作成の申請と費用

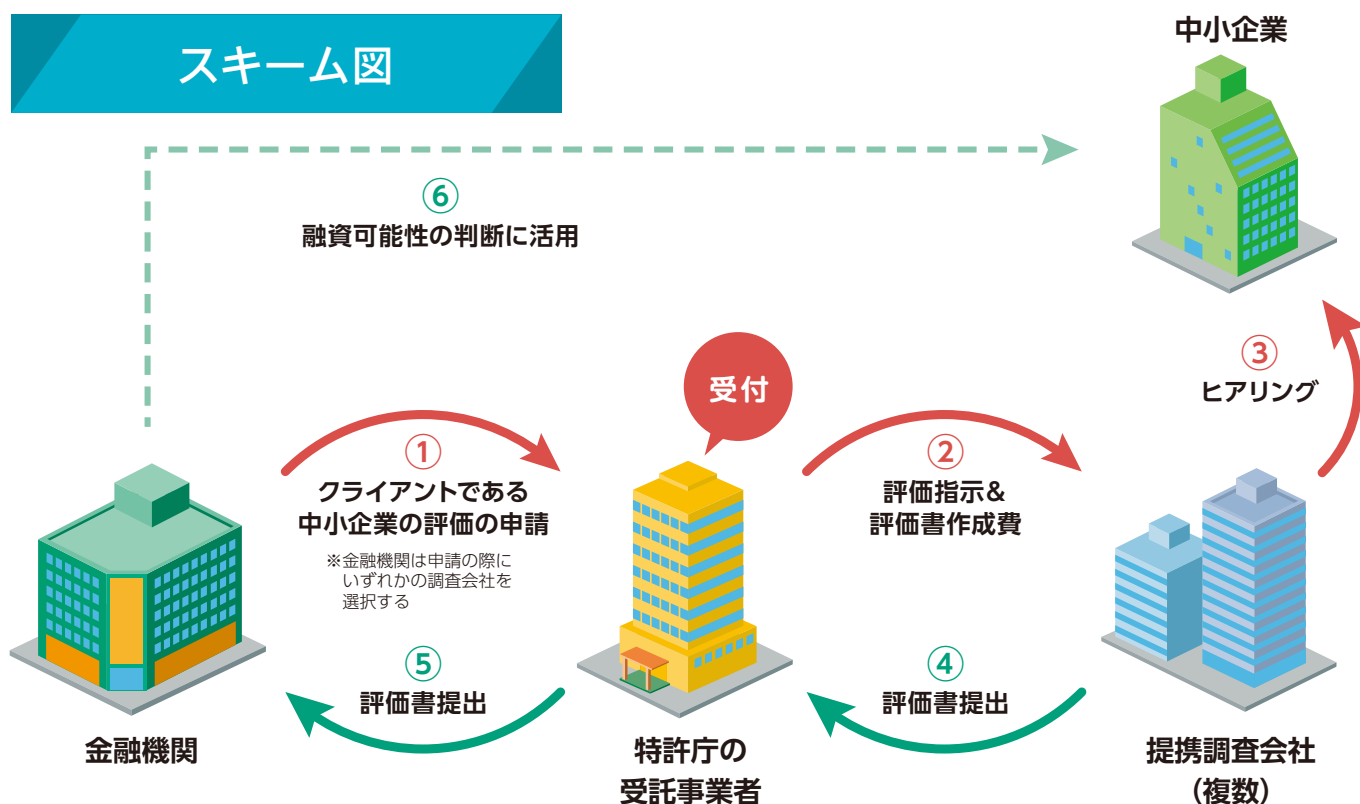
申請は簡単です

申請書に必要事項をご記入いただくだけです。
特別な資料の添付などは不要です。

無料

作成にかかる費用は全額特許庁が負担するため、
金融機関、中小企業の負担は発生しません。

スキーム図





知財ビジネス評価書のメリットとは……？

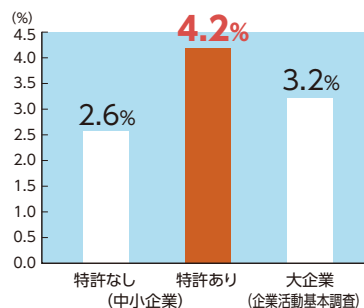
ポイント 1

企業の事業性を見極めるために有益な情報です！

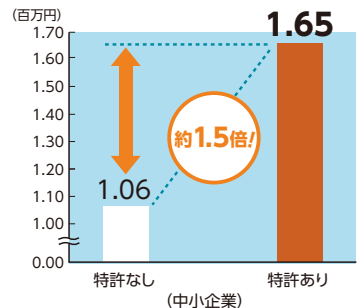
特許を保有する企業は保有していない企業よりも売上高営業利益率、従業員一人当たり営業利益率とも高く、**知的財産権を取得することは新たなキャッシュフローを生み出すことにつながり、結果経営にプラスに働くことが分かります。**

中小企業の成長要因に密接に関わる特許等の知財を評価することは、金融機関が企業の事業性や中長期的な成長性を見極めるために有益です！

■特許権所有の有無と売上高営業利益率



■特許権所有の有無と従業員一人当たり営業利益



「平成27年度中小企業実態基本調査」(中小企業庁)、「平成27年度企業活動基本調査速報」(経済産業省)から作成

ポイント 2

行内の融資判断の際の補強材料や参考資料として活用できます！

金融庁の「平成28事務年度金融行政方針」において、金融機関の持続可能なビジネスモデルの一つの有力な選択肢であるとともに、地域経済の活性化につなげるためにも**事業性評価に基づく融資等**の取組が重要視されています。

知財ビジネス評価書を確認することで、特許等の知財がどのようにビジネスに貢献し、企業利益につながっているのかといった**当該事業の全体像や強みをより客観的に把握することができるため、企業の実態把握を深めたり、行内の融資判断の際の補強材料や参考資料として活用できます！**

「平成28事務年度 金融行政方針」 (平成28年10月策定)

IV. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等

(中略)

これまで当局としても、**金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(「事業性評価」)するよう促してきた。**

ポイント 3

具体的にこんな活用方法もあります！

① コミュニケーションツール

企業の保有する技術等の内容が分かりやすくまとまっているため、これまで以上に企業とのコミュニケーションがはかれます！

② 経営改善のアドバイス

企業の事業状況等が把握できるため、経営改善のアドバイスの一助として活用したり、知財総合支援窓口等の外部機関の専門家派遣制度等と組み合わせることで、より効果的な支援ができるようになります！

③ ビジネスマッチングや販路開拓のアドバイス

企業の強みや技術内容が分かるため、ビジネスマッチングや販路開拓の際の資料として活用できます！



評価書活用の拡がり

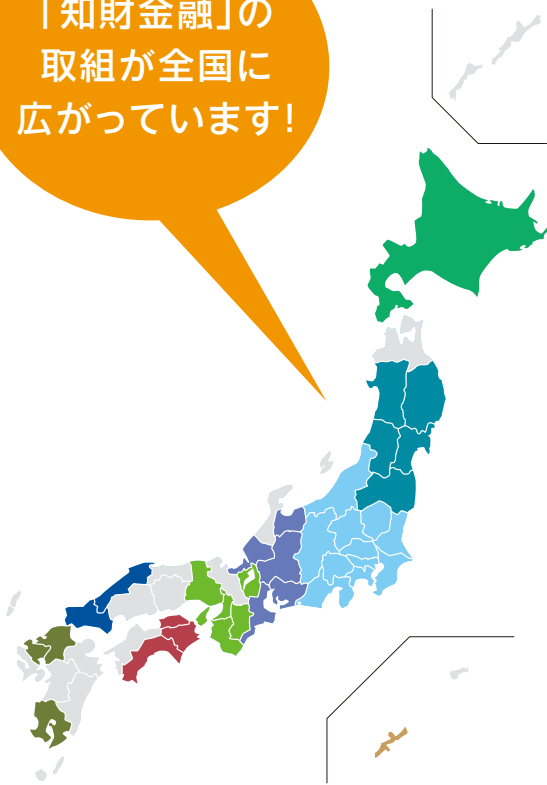
特許庁では、中小企業の知財を活用したビジネスが金融機関において適切に評価されることを目的として、「知財ビジネス評価書」の金融機関への提供や、シンポジウムの開催等の取組を実施しています（中小企業知財金融促進事業）。

平成28年度知財ビジネス評価書 提供金融機関

107機関に評価書を提供

(平成27年度 63機関 150件、平成26年度 22機関 51件)

「知財金融」の
取組が全国に
広がっています！



北海道	2機関
(地銀) 北洋銀行、北海道銀行	
東北	10機関
(地銀) 岩手銀行、北日本銀行、七十七銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、福島銀行 (信金) 盛岡信用金庫、石巻信用金庫、山形信用金庫	
関東	50機関
(地銀) 常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、群馬銀行、埼玉りそな銀行武蔵野銀行、京葉銀行 東京都民銀行、新銀行東京、東京スター銀行、八千代銀行、大光銀行、北越銀行、山梨中央銀行 八十二銀行、静岡銀行 (信金) アイオー信用金庫、高崎信用金庫、川口信用金庫、飯能信用金庫、佐原信用金庫 銚子信用金庫、朝日信用金庫、亀有信用金庫、芝信用金庫、昭和信用金庫、城北信用金庫 西武信用金庫、巣鴨信用金庫、多摩信用金庫、東京シティ信用金庫、東京信用金庫 かながわ信用金庫、川崎信用金庫、中栄信用金庫、平塚信用金庫、甲府信用金庫、長野信用金庫 松本信用金庫、磐田信用金庫、静岡信用金庫、浜松信用金庫、富士信用金庫、三島信用金庫 焼津信用金庫 (信組) あかぎ信用組合、七島信用組合、相愛信用組合、山梨県民信用組合 (政府系) 商工組合中央金庫	
中部	15機関
(地銀) 北陸銀行、愛知銀行、中京銀行、名古屋銀行、第三銀行、百五銀行、三重銀行 (信金) 岐阜信用金庫、高山信用金庫、八幡信用金庫、岡崎信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋信用金庫 西尾信用金庫 (信組) 飛騨信用組合	
近畿	16機関
(地銀) 福邦銀行、滋賀銀行、池田泉州銀行、近畿大阪銀行、大正銀行、南都銀行、紀陽銀行 (信金) 大阪シティ信用金庫、北おおさか信用金庫、枚方信用金庫、尼崎信用金庫 但陽信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、奈良中央信用金庫 (信組) 兵庫県信用組合	
中国	3機関
(地銀) 山陰合同銀行、広島銀行、山口銀行	
四国	4機関
(地銀) 阿波銀行、百十四銀行、高知銀行、四国銀行	
九州	5機関
(地銀) 西日本シティ銀行、佐賀共栄銀行、佐賀銀行、鹿児島銀行、南日本銀行	
沖縄	2機関
(地銀) 琉球銀行 (信金) コザ信用金庫	

評価書の作成は地方自治体や一部の金融機関でも実施しています

地域の公的機関が知財や技術力に関する評価書作成支援を実施し、中小企業の技術力や成長性・経営力を評価することで、企業価値のアピールや円滑な資金調達を支援し、融資を促す取り組みも実施されています。

全国各地で評価書を作成する調査会社と金融機関が業務提携を行い、行内の融資制度に知財ビジネス評価書を組み込み、独自の融資制度を提供するなど、拡がりを見せています。

技術・製品・サービスだけでなく、将来性や経営力を含む企業の総合的な評価を実施しているケースが多く、中小企業と金融機関の相互理解を進める一助になっています。



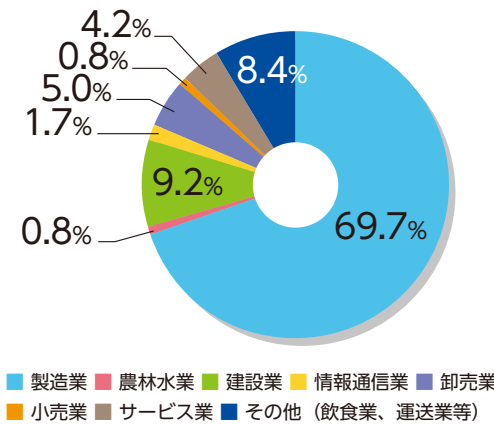


28年度知財ビジネス評価書作成支援

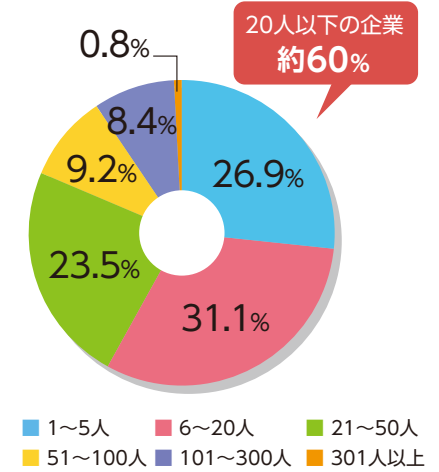
支援案件分布

28年度の特許庁中小企業知財金融促進事業で知財ビジネス評価書を提供した企業の業種、従業員数は右のグラフのとおりです。業種としては全体の2/3以上が製造業となりました。従業員は20人以下の企業が全体の60%を占め、比較的規模の小さい企業が多い結果は27年度から変わっていません。

対象企業の業種



対象企業 (従業員)



知財ビジネス評価のあり方

中小企業は日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たしているだけでなく、地域経済にとっても極めて重要な存在である。中小企業の事業を発展させていく上で、地域金融機関が中小企業の事業の実態をより深く理解して支援することが重要だと考えられるものの、金融機関にとって知財の観点から事業の評価を行うことは困難な状況にある。そのため、特許庁では、中小企業の知財の活用を促進するための様々な支援の一環として、平成27年度から「中小企業知財金融促進事業」を通じて金融機関に知財ビジネス評価書の提供を行ってきたところである。

知財ビジネス評価とは、知財権の金銭価値評価ではなく、あくまで定性的な事業評価であり、知財を切り口として中小企業等における事業の実態や将来の成長可能性等について、理解を深めるために行うものである*。

知財を切り口に中小企業をみることで、その会社特有の技術やノウハウ等の特徴や強みを把握でき、それらが効果的に活用されているか、(商品としての魅力につながっているか、競合からの模倣・代替品の脅威を回避できるか、その結果キャッシュフローの源泉となっているのかどうかなど)という点について理解することができる。

さらに、知財権によって、競争優位性が確保される見通しがあれば、将来に向けてのキャッシュフローの確からしさや実現に向けて取り組むべきことを把握でき、金融機関は中小企業の成長に向けた支援を提案することができる。

近年、地域金融機関では、金融庁の施策や経営環境の変化等も相まって、中小企業の事業内容や成長可能性について評価(事業性評価)を行い、融資や本業支援に活かすという取組を本格化させているが、知財ビジネス評価はこうした取組にも大いに活用できるものである。知財ビジネス評価を適切に活用すれば、金融機関は中小企業の実態をより深く把握でき、事業成長の実現に資するような融資や本業支援を行うことが可能となる。また、こうした観点での金融機関の金融仲介機能が高まることは、中小企業が知財に取り組む推進力となり、中小企業の事業の発展につながることを期待される。



Q & A

Q1 対象となる企業はどのような企業ですか？

A1 特許、実用新案、意匠、商標のいずれかの権利を保有している中小企業です。
著作権のみしか保有していない企業は対象になりません。

Q2 評価書を作成してもらいたい中小企業から直接申請できますか？

A2 **申請は金融機関からにらせていただきます。**

Q3 申請の要件はありますか？

A3 評価対象となる企業が、以下の①～③の要件を満たしている場合に事務局が申請を受理します。その後、特許庁と事務局が作成する選定基準に則って、評価書作成支援を実施するか決定させていただきます。

- ① 中小企業であること
- ② 特許、実用新案、意匠、商標のいずれかの権利を保有していること
- ③ ヒアリングを要する場合には、調査会社からの評価書作成のためのヒアリングに応じられること

なお、評価書の提供を受けた金融機関は、その後5年間、特許庁が実施するフォローアップ調査へのご協力をお願いすることになります。

※選定基準の詳細については、裏面問い合わせ先（申請方法や事業の実施に関すること）まで、ご連絡ください。

Q4 複数の企業の評価書作成を検討しているのですが、複数申請することは可能ですか？

A4 可能ですが、申請の件数によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q5 申請から採択までどれくらいかかりますか？

A5 申請をいただいてから随時採択するため、**概ね1週間程度**でご連絡いたします。

Q6 評価書はどれくらいで入手できますか？

A6 調査会社によって評価書作成にかかる機関が異なりますが、評価書作成に必要な書類・情報がそろってから**概ね1か月程度**です。

Q7 評価書作成にかかる費用はどのくらいですか？

A7 特許庁が費用を全額負担し、**無料で提供**いたします。

Q8 評価書は評価対象企業にも見せてよいのですか？

A8 調査会社から提供される評価書は金融機関のご判断で評価対象企業に内容を開示しても構いません。

Q9 評価書が作成されたら、評価対象企業に必ず融資しなければならないのですか？

A9 評価書は、金融機関内で融資等の際の資料として活用されることを期待するものですが、必ず融資することを求めるものではありません。

知的財産に関する情報源のご紹介

企業が保有している知的財産（特許権等）を確認したい！
「特許情報プラットフォーム J-PlatPat(ジェイ・プラット・パット)」
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

企業の具体的な知財活動事例を確認したい！
「知財総合支援窓口 知財ポータル」
<http://chizai-portal.jp/>

金融機関向けのテキストを入手したい！
「知的財産活用のススメ(入門編・応用編)」(右図)
<http://chizai-kinyu.go.jp/reference/>



知財ビジネス評価書の申請については、裏面お問合せ先(申請方法や事業の実施に関すること)にお問合せください。

■問い合わせ先

申請方法や事業の実施に関すること

●受託事業者

三菱UFJリサーチ& コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

03-6733-1405

ipf@murc.jp

制度に関すること

特許庁普及支援課 支援企画班

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

03-3581-1101 (内線 2145)

PA02G0@jpo.go.jp

知財を知ること=企業の強みを知ることです
無料でセミナー講師として伺います!

1 セミナーの開催例

<講義概要例>

- ・地方銀行行員向け研修の一貫として実施。
- ・30名の行員が参加。

<講義内容例(60分)>

1. 知的財産とは?
2. 企業の事業に効く知財とは?
3. 知財ビジネス評価書の活用について

講義概要などはあくまで一例です。

ご相談によりカスタマイズ
することができます!

土日、夕方から開催のセミナーも
受け付けております!



2 開催実績 (平成28年度)

26回

(全国の地方銀行、信用金庫 等)



3 お申し込み・お問い合わせ

下記までお気軽にご連絡ください!

**特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官**

TEL:03-3581-1101(内線2340)

E-mail:PA0661@jpo.go.jp

もしくは、

特許庁 産業財産権専門官



で検索!

秘密厳守

知財全般に関することはこちらまで

相談無料

経営の悩みや課題をおうかがいします

知財総合支援窓口

全国共通 ナビダイヤル

0570-082100

全国47 都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。